

概 要

- 今般、新型コロナウイルス感染症を始めとした実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次なる感染症危機に対して、より万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るため、**2024年7月に「新型コロナウイルス等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」が改定**された。
- 我が県でも、政府行動計画改定の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス等対策特別措置法第7条に基づき、「**宮城県新型コロナウイルス等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」の改定**を行い、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

【現行の「県行動計画」】

- ・策定年：2014（平成26）年3月
- ・根 拠：特措法第7条（政府行動計画に基づき、都道府県行動計画を作成）
- ・内 容：2013（平成25）年6月策定の政府行動計画に準拠

改定の主なポイント

【改定の方針】

- 「政府行動計画」の趣旨及び内容を踏まえ、「県行動計画」についても抜本的に改定
- 対策項目については、県が実施した新型コロナ対応の経験を踏まえた対策も反映

【改定のポイント】

I 平時の準備の充実

- ・平時からの定期的な訓練
- ・国や市町村等との連携体制等の構築

II 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- ・対策項目を **13項目に拡充**（改正前の対策項目は6項目）
- ・各対応の段階を **準備期、初動期、対応期の3期に分類**（改正前の段階は6期）
- ・新たに **3つの横断的視点（人材育成・国と自治体連携・DX推進）** を設定

III 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切り替え

- ・新型インフル、新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭
- ・新型コロナの経験を踏まえ、中長期的に複数の波が来ることを想定
- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを配慮した柔軟かつ機動的な対策切り替え

IV DXの推進

- ・デジタル技術を活用した国及び市町村、関係機関の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備

V 実効性確保のための取組

- ・毎年度フォローアップの実施（検査・医療提供体制の整備や物資の備蓄状況の見える化）
- ・「政府行動計画」の見直し（概ね6年毎）に合わせた「県行動計画」の見直し

改定の内容

【改定後の「県行動計画」の構成】※ 県行動計画における13対策項目別の取組は「別添2」のとおり

第1部 新型コロナウイルス等対策特別措置法と県行動計画

- 第1章 新型コロナウイルス等対策特別措置法の意義等
- 第2章 県行動計画の作成と感染症危機対応

第2部 新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針

- 第1章 新型コロナウイルス等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等
- 第2章 新型コロナウイルス等対策の対策項目と横断的視点

第3部 新型コロナウイルス等対策の各対策項目の考え方及び取組

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| 第1章 実施体制 | 第7章 ワクチン |
| 第2章 情報収集・分析 | 第8章 医療 |
| 第3章 サーベイランス | 第9章 治療薬・治療法 |
| 第4章 情報提供・共有
リスクコミュニケーション | 第10章 検査 |
| 第5章 水際対策 | 第11章 保健 |
| 第6章 まん延防止 | 第12章 物資 |
| | 第13章 県民生活及び県民経済の安定確保 |

【新型コロナ対応の経験を踏まえた改定ポイント】

第2章 情報収集・分析、第3章 サーベイランス

- ・平時から県と専門家が連携し、情報収集・分析体制の整備を進め、有事にこれらの体制を活用し感染症のサーベイランス、情報収集、リスク評価等を実施

第8章 医療

- ・県医療調整本部の体制整備等、県による平時からの総合調整の実施を行い、有事には、県医療調整本部の速やかな設置、病院長等会議の開催等により、円滑な医療提供体制の確保を実施

第11章 保健、第12章 物資など

- ・各種対応のDXの推進や事務及び現場対応に関する外部委託等の実施及び感染症対策物資の管理、運送等に関する事業者との連携を構築

対策項目	準備期	初動期	対応期
①実施体制	・ 新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練の実施 ・ 「宮城県感染症連携協議会」など定期的な会議の開催を通じた関係機関間の連携の強化	・ 政府対策本部設置に伴う県対策本部の設置と人員体制整備 ・ 国が自治体への財政支援について所要の措置を講じた場合の所要の準備	・ 必要に応じた市町村等への応援職員派遣や総合調整・指示 ・ まん延防止等重点措置や緊急事態宣言に伴う要請又は命令 ・ 政府対策本部廃止に伴う県対策本部の廃止
②情報収集・分析	・ 平時からの情報収集・分析及び有事に収集・分析を行う情報や把握手段の整理 ・ 感染症部門、地方衛生研究所、専門家と連携した情報収集・分析体制の整備やネットワークの活用	・ 準備期に整備した体制を活用し、感染症の情報収集やリスク評価を実施 ・ 県民生活及び県民経済の状況に関する情報収集 ・ 得られた情報や対策に関する県民や市町村等への共有	・ 感染症の情報収集・分析体制を継続し、包括的なリスク評価及び県民生活及び県民経済の状況の考慮 ・ 得られた情報や対策に関する県民や市町村等への共有
③サーベイランス	・ 感染症サーベイランス実施体制の構築 ・ 平時からの感染症サーベイランスの実施 ・ 国と連携し、研修及び訓練による感染症サーベイランスに係る人材育成	・ 平時からの感染症サーベイランスの継続に加えて、患者発生の早期探知に向けた当該感染症に対する疑似症サーベイランスの開始 ・ リスク評価等に基づく有事のサーベイランス体制の整備	・ 流行状況に応じ、専門家等の意見を踏まえた感染症サーベイランスの実施 ・ 定点把握でも感染動向の把握が可能となった場合の、定点把握含む適切なサーベイランス体制への移行
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・ 感染症対策について県民等が適切に判断・行動できるよう、感染症危機に対する理解促進や、リスクコミュニケーションの在り方の整理・体制整備	・ 感染症に関する全体像がわかるよう、県民等に対し、迅速かつ一体的な情報提供・共有、双方向のコミュニケーション等の実施	・ 県民等の関心事項や県内の流行状況等を踏まえつつ、各種対策について、県民等に対し迅速かつ一体的な情報提供・共有、双方向のコミュニケーション等の実施
⑤水際対策	・ 国が実施する水際対策に係る体制整備、研修及び訓練への協力・参加による連携体制の構築	・ 国が実施する水際対策、検疫措置への協力	・ 国が実施する水際対策、検疫措置への協力
⑥まん延防止	・ 有事にまん延防止対策を機動的に実施するために参考とすべき指標やデータ等を整理 ・ 有事にまん延防止対策への協力を得るための県民・事業者等への理解促進	・ 迅速なまん延防止対策（患者への入院勧告・措置や濃厚接触者への外出自粛要請等）に係る準備	・ まん延防止対策としての県民・事業者等への各種要請の実施 ・ まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の実施の検討
⑦ワクチン	・ 国が進める予防接種事務のデジタル化等の取組の推進 ・ 県、市町村、関係機関と連携し、人員、会場、資材等を含めた接種体制構築のための訓練の実施	・ 接種会場、医療従事者の確保等、接種に必要な体制の構築及び国等と連携した準備	・ 特定接種、住民接種の迅速な実施、具体的な接種体制の構築、拡充 ・ 国の健康被害に対する速やかな救済への協力
⑧医療	・ 県医療調整本部の体制整備等、県による平時からの総合調整の実施 ・ 訓練、研修、県感染症連携協議会等による、感染症指定医療機関、協定締結医療機関等との有事の医療提供体制の準備	・ 県医療調整本部の設置準備 ・ 県感染症連携協議会、病院長等会議を開催し、相談・受診から入退院までの流れを早期に整備する等、適切な医療提供体制の確保	・ 入院調整が円滑に行われるよう県医療調整本部の設置等県による総合調整の実施 ・ 感染症指定医療機関、協定締結医療機関等による医療提供体制の確保及び段階的な拡充
⑨治療薬・治療法	・ 国が行う研究開発等の推進に協力 ・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄	・ 国と既存治療薬の有効性等の知見の共有	・ 国と連携し治療薬や対症療法薬の確保及び適切な配分
⑩検査	・ 迅速に検査体制の構築に繋げるための準備を行い、検査体制を整備 ・ 人材育成を進めるとともに、整備した検査体制について訓練等で実効性を定期的に確認し、適切に見直し	・ 検査実施能力の確保状況の確認及び国への報告 ・ 検査等措置協定締結機関における検査体制が整うまで、速やかに地方衛生研究所等を中心とした検査体制の立ち上げの実施	・ 検査等措置協定締結機関等を中心とした検査体制への移行 ・ 国が感染症の特徴、流行状況、医療提供体制の状況等に基づき実施する検査実施の方針決定、見直しについて国と協力し実施
⑪保健	・ 人材の育成や連携体制の構築等により、保健所及び地方衛生研究所等の体制を整備 ・ 平時からの情報共有による有事の際の基盤作りの実施	・ 有事体制へ迅速に移行するための準備 ・ 不安を感じ始める住民に対して、県内発生を想定した情報発信・共有を開始 ・ 保健所等への応援職員派遣等を準備	・ 各種計画や準備期に整備した体制に基づき、迅速に有事体制に移行し、入院調整、健康観察、生活支援等各种対応の実施 ・ 地域の実情も踏まえた体制や対応の見直し ・ 必要に応じ、保健所等へ応援職員等を派遣
⑫物資	・ 関係機関における感染症対策物資等の備蓄・配置の推進 ・ 適切に物資の調達、管理、運送が実施できるよう、流通事業者及び運送事業者との連携体制の構築	・ 感染症対策物資等が不足しないよう、物資の需給状況の確認及び確保	・ 初動期に引き続き、感染症対策物資等の需給状況の確認及び確保
⑬県民生活及び県民経済の安定の確保	・ 有事における国、市町村、関係機関等との情報共有体制等の整備 ・ 国が行う取組と協力し、県民や事業者等に対し、物資や資材等の備蓄の勧奨	・ 国が行う取組と協力し、県民や事業者等に対し、事業継続のための感染対策等の準備の呼び掛け ・ 国が示した法令等の弾力的な運用の周知やその措置への協力	・ 新型インフルエンザやまん延防止対策により生じた影響を緩和するために必要な各種支援及び対策（県民生活・社会経済活動）の実施